



食安発第0825001号  
平成18年8月25日

各 

都道府県知事
保健所設置市長
特別区長

 殿

厚生労働省医薬食品局食品安全部長

### 食品、添加物等の規格基準の一部を改正する件について

食品、添加物等の規格基準の一部を改正する件（平成18年厚生労働省告示第473号）が本日公布され、これにより食品、添加物等の規格基準（昭和34年厚生省告示第370号）の一部が改正されることとなるので、下記の事項に留意の上、その運用に遺憾のなきよう取り計らわれたい。

#### 記

##### 第1 改正の概要

食品衛生法（昭和22年法律第233号。以下「法」という。）第11条第1項の規定に基づき、農薬ピラクロストロビンについて、農産食品等に係る残留基準値を設定すること（別添参照）及び所要の改正を行うこと。なお、ピラクロストロビンに係る試験法については、本日付け食安発第0825004号当職通知を参照されたいこと。

##### 第2 適用期日

今回の改正は平成18年9月25日から適用されるものであること。ただし、基準値を改正するもののうち「ライ麦」、「ばれいしよ」、「だいこん類の葉」、「かぶ類の葉」、「クレソン」、「はくさい」、「ケール」、「こまつな」、「きょうな」、「その他のあぶらな科野菜」、「チコリ」、「エンダイブ」、「しゅんぎく」、「レタス」、「その他のきく科野菜」、「たまねぎ」、「パセリ」、「セロリ」、「その他のせり科野菜」、「トマト」、「ピーマン」、「メロン類果実」、「ほうれんそう」、「その他の野菜」、「みかん」、「りんご」、「日本なし」、「西洋なし」、「マルメロ」、「びわ」、「もも」、「バナナ」、「ペカン」、「アーモンド」、「その

他のスパイス」、「その他のハーブ」、「その他の陸棲哺乳類に属する動物（羊、馬及び山羊を除く。）の筋肉」、「その他の陸棲哺乳類に属する動物（羊、馬及び山羊を除く。）の脂肪」、「馬の肝臓」、「その他の陸棲哺乳類に属する動物（羊、馬及び山羊を除く。）の肝臓」、「その他の陸棲哺乳類に属する動物（羊、馬及び山羊を除く。）の腎臓」及び「その他の陸棲哺乳類に属する動物（羊、馬及び山羊を除く。）の食用部分」については、平成19年2月25日から適用されるものであること。

### 第3 その他

法に基づく残留基準値の設定に合わせ、農薬取締法（昭和23年法律第82号）に基づくピラクロストロビンに係る適用拡大のための変更登録が農林水産省において行われること。

別添

ピラクロストロピン

食品名	残留基準値 改正後 ppm	基準値 現行 ppm
小麦	0.02	0.02
大麦	0.4	0.4
ライ麦	0.02	0.04
とうもろこし	0.1	0.1
大豆	0.04	0.04
小豆類( 1)	0.3	0.3
えんどう	0.3	0.3
そら豆	0.3	0.3
らつかせい	0.05	0.05
その他の豆類(注1)	0.3	0.3
ばれいしよ	0.02	0.04
さといも類(やつがしらを含む。)	0.04	0.04
かんしよ	0.04	0.04
やまいも(長いもをいう。)	0.04	0.04
その他のいも類(注2)	0.04	0.04
てんさい	0.2	0.2
だいこん類(ラディッシュを含む。)	0.4	0.4
だいこん類(ラディッシュを含む。)	16	20
かぶ類の根	0.4	0.4
かぶ類の葉	16	20
西洋わさび	0.4	0.4
クレソン	29	30
はくさい	3	5
キャベツ	5	5
芽キャベツ	5	5
ケール	16	20
こまつな		20
きょうな	16	20
チンゲンサイ	5	5
カリフラワー	5	5
ブロッコリー	5	5
その他のあぶらな科野菜(注3)	16	30
ごぼう	0.4	0.4
サルシフィー	0.4	0.4
チコリ	29	30
エンダイブ	29	30
しゆんぎく		30
レタス(サラダ菜及びちしやを含む。)	29	30
その他のきく科野菜(注4)	29	30
たまねぎ	0.2	0.9
ねぎ(リーキを含む。)	0.9	0.9
にんにく	0.9	0.9
その他のゆり科野菜(注5)	0.9	0.9
にんじん	0.4	0.4
パースニップ	0.4	0.4
パセリ	29	30
セロリ	29	30
その他のせり科野菜(注6)	29	30
トマト	0.3	1
ピーマン	0.3	1
なす	1.4	1
その他のなす科野菜(注7)	1.4	1
きゅうり(ガーキンを含む。)	0.5	0.5
かぼちや(スカッシュを含む。)	0.5	0.5
しろうり	0.5	0.5
すいか	0.5	0.5
メロン類果実	0.3	0.5
まくわうり	0.5	0.5

食品名	残留基準値 改正後 ppm	基準値 現行 ppm
その他のうり科野菜(注8)	0.5	0.5
ほうれんそう		30
しょうが	0.04	0.04
未成熟えんどう	0.5	0.5
未成熟いんげん	0.5	0.5
えだまめ	0.5	0.5
その他の野菜(注9)	16	30
みかん	0.02	2
なつみかんの果実全体	2	2
レモン	2	2
オレンジ(ネーブルオレンジを含む)	2	2
グレープフルーツ	2	2
ライム	2	2
その他のかんきつ類果実(注10)	2	2
りんご	1	2
日本なし	1.5	2
西洋なし	1.5	2
マルメロ	1.5	2
びわ	1.5	2
もも	0.02	0.9
ネクタリン	0.9	0.9
あんず(アプrikottを含む。)	0.9	0.9
すもも(プルーンを含む。)	0.9	0.9
おうとう(チェリーを含む。)	2	0.9
いちご	0.4	0.4
ラズベリー	1.3	1
ブラックベリー	1.3	1
ブルーベリー	1.3	1
ハuckleベリー	1.3	1
その他のベリー類果実(注11)	1.3	1
ぶどう	3	2
バナナ	0.02	0.04
ひまわりの種子	0.3	0.3
くり	0.04	0.04
ペカン	0.02	0.04
アーモンド	0.02	0.04
くるみ	0.04	0.04
その他のナッツ類(注12)	0.7	0.7
ホップ	23	20
その他のスパイス(注13)	29	30
その他のハーブ(注14)	29	30
牛の筋肉	0.1	0.1
豚の筋肉	0.1	0.1
羊の筋肉	0.1	0.1
馬の筋肉	0.1	0.1
山羊の筋肉	0.1	0.1
その他の陸棲哺乳類に属する動物(注15)( 2)の筋肉		0.1
牛の脂肪	0.1	0.08
豚の脂肪	0.1	0.08
羊の脂肪	0.1	0.08
馬の脂肪	0.1	0.08
山羊の脂肪	0.1	0.08
その他の陸棲哺乳類に属する動物の脂肪	0.05	0.08
牛の肝臓	1.5	0.8
豚の肝臓	1.5	0.8
羊の肝臓	1.5	0.8

ピラクロストロピン(つづき)

食品名	残留基準値 改正後 ppm	基準値 現行 ppm
馬の肝臓	0.1	0.8
山羊の肝臓	1.5	0.8
その他の陸棲哺乳類に属する動物の肝臓	0.05	0.8
牛の腎臓	0.2	0.1
豚の腎臓	0.2	0.1
羊の腎臓	0.2	0.1
馬の腎臓	0.2	0.1
山羊の腎臓	0.2	0.1
その他の陸棲哺乳類に属する動物の腎臓	0.05	0.1
牛の食用に供される部分( 3)	0.2	0.1
豚の食用部分	0.2	0.1
羊の食用部分	0.2	0.1
馬の食用部分	0.2	0.1
山羊の食用部分	0.2	0.1
その他の陸棲哺乳類に属する動物の食用部分	0.05	0.1
乳	0.1	0.06
鶏の筋肉	0.05	0.05
その他の家きん(注16)の筋肉	0.05	0.05
鶏の脂肪	0.05	0.05
その他の家きんの脂肪	0.05	0.05
鶏の肝臓	0.05	0.05
その他の家きんの肝臓	0.05	0.05
鶏の腎臓	0.05	0.05
その他の家きんの腎臓	0.05	0.05
鶏の食用部分	0.05	0.05
その他の家きんの食用部分	0.05	0.05
鶏の卵	0.05	0.05
その他の家きんの卵	0.05	0.05

1 いんげん、ささげ、サルタニ豆、サルタピア豆、バター豆、ペギア豆、ホワイト豆、ライマ豆及びレンズを含む。

2 羊、馬及び山羊を除く。以下同じ。

3 筋肉、脂肪、肝臓及び腎臓を除く。以下「食用部分」という。

:平成19年2月25日施行

:平成18年9月25日施行

- 注1 「その他の豆類」とは、豆類のうち、大豆、小豆類、えんどう、そら豆、らつかせい及びスパイス以外のものをいう。
- 注2 「その他のいも類」とは、いも類のうち、ばれいしょ、さといも類、かんしょ、やまいも及びこんにやくいも以外のものをいう。
- 注3 「その他のあぶらな科野菜」とは、あぶらな科野菜のうち、だいこん類の根、だいこん類の葉、かぶ類の根、かぶ類の葉、西洋わさび、クレソン、はくさい、キャベツ、芽キャベツ、ケール、こまつな、きょうな、チンゲンサイ、カリフラワー、ブロッコリー及びハーブ以外のものをいう。
- 注4 「その他のきく科野菜」とは、きく科野菜のうち、ごぼう、サルシフィー、アーティチョーク、チコリ、エンダイブ、しゅんぎく、レタス及びハーブ以外のものをいう。
- 注5 「その他のゆり科野菜」とは、ゆり科野菜のうち、たまねぎ、ねぎ、にんにく、にら、アスパラガス、わけぎ及びハーブ以外のものをいう。
- 注6 「その他のせり科野菜」とは、せり科野菜のうち、にんじん、パースニップ、パセリ、セロリ、みつば、スパイス及びハーブ以外のものをいう。
- 注7 「その他のなす科野菜」とは、なす科野菜のうち、トマト、ピーマン及びなす以外のものをいう。
- 注8 「その他のうり科野菜」とは、うり科野菜のうち、きゅうり、かぼちや、しろうり、すいか、メロン類果実及びまくわうり以外のものをいう。
- 注9 「その他の野菜」とは、野菜のうち、いも類、てんさい、さとうきび、あぶらな科野菜、きく科野菜、ゆり科野菜、せり科野菜、なす科野菜、うり科野菜、ほうれんそう、たけのこ、オクラ、しょうが、未成熟えんどう、未成熟いんげん、えだまめ、きのこ類、スパイス及びハーブ以外のものをいう。
- 注10 「その他のかんきつ類果実」とは、かんきつ類果実のうち、みかん、なつみかん、なつみかんの外果皮、なつみかんの果実全体、レモン、オレンジ、グレープフルーツ、ライム及びスパイス以外のものをいう。
- 注11 「その他のベリー類果実」とは、ベリー類果実のうち、いちご、ラズベリー、ブラックベリー、ブルーベリー、クランベリー及びハックルベリー以外のものをいう。
- 注12 「その他のナッツ類」とは、ナッツ類のうち、ぎんなん、くり、ペカン、アーモンド及びくるみ以外のものをいう。
- 注13 「その他のスパイス」とは、スパイスのうち、西洋わさび、わさびの根茎、にんにく、とうがらし、パプリカ、しょうが、レモンの果皮、オレンジの果皮、ゆずの果皮及びごまの種子以外のものをいう。
- 注14 「その他のハーブ」とは、ハーブのうち、クレソン、にら、パセリの茎、パセリの葉、セロリの茎及びセロリの葉以外のものをいう。
- 注15 「その他の陸棲哺乳類に属する動物」とは、陸棲哺乳類に属する動物のうち、牛及び豚以外のものをいう。
- 注16 「その他の家きん」とは、家きんのうち、鶏以外のものをいう。

なお、スパイス及びハーブの定義については、「食品衛生法等の一部を改正する法律による改正後の食品衛生法第11条第3項の施行に伴う関係法令の整備について」(平成17年11月29日付け食安発第1129001号当職通知)の別添1を参照されたい。